



## 令和8年分以後の源泉徴収事務における留意事項

★従業員の方から提出を受ける扶養控除等申告書に、源泉控除対象親族の記載が正しく行われているか確認してください。

※「特定親族特別控除の創設」に伴い、令和8年分以後の扶養控除等申告書には、「源泉控除対象親族」（次の①又は②のいずれかに該当する人）を記載することとされました。記載漏れが無いよう注意喚起してください。

【源泉控除対象親族】

① 控除対象扶養親族（注）

② 所得者と生計を一にする親族（里子を含み、配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）のうち年齢19歳以上23歳未満で合計所得金額が58万円超100万円以下の人

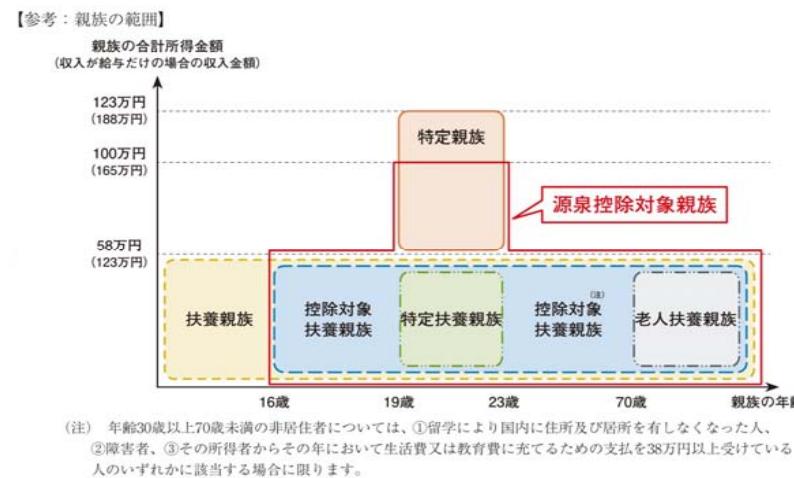
（注）控除対象扶養親族とは、所得者と生計を一にする親族（里子や養護老人を含み、配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、合計所得金額が58万円以下の人のうち、次の1、2のいずれかに該当する人をいいます。1.居住者のうち、年齢16歳以上の人 2.非居住者のうち、①年齢16歳以上30歳未満の人、②年齢70歳以上の人、③年齢30歳以上70歳未満の人のうち「留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人」、「障害者」又は「その所得者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている人」のいずれかに該当する人

★新たな源泉徴収税額表に基づき、各月（日）の源泉徴収を行ってください。

※扶養親族等の数の算定方法の変更・・・毎月（日）の給与に係る源泉徴収税額は、「源泉徴収税額表」によって求めますが、その税額は、従業員の方から提出を受けた扶養控除等申告書に記載された扶養親族等の数によって異なります。

令和7年分までの源泉徴収事務においては、「源泉控除対象配偶者」及び「控除対象扶養親族」の数を基に扶養親族等の数を算定していましたが、「特定親族特別控除の創設」に伴い、令和8年分以後においては、「源泉控除対象配偶者」及び「源泉控除対象親族」の数を基に扶養親族等の数を算定することとなります。

※令和8年1月1日以後に支払うべき給与については、「令和8年分 源泉徴収税額表」を使用して源泉徴収税額を求めてください。



国税庁HP 令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について  
<https://www.nta.go.jp/users/gensen/2025kiso/index.htm>

国税庁HP 令和7年分年末調整のしかた  
<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/nencho2025/01.htm>



（参考文献：国税庁HP）

### 年末年始休業のお知らせ

12月27日（土）～1月4日（日）

の期間は、お休みさせていただきます。  
ご迷惑をおかけ致しますが、  
よろしくお願い申し上げます。

発行元 (有)ユービーシー経営 河野会計事務所  
〒755-0036 宇部市北琴芝1-6-10  
TEL: 0836-33-6717 FAX: 0836-33-6753  
MAIL: [info@ubc-net.com](mailto:info@ubc-net.com)  
URL: <https://www.ubc-net.com>



# KAWANO PRESS

令和7年  
12月1日発行

No. 98

発行元：  
(有)ユービーシー経営 Tel : 0836-33-6717  
河野会計事務所 Fax : 0836-33-6753  
〒755-0036 Mail : [info@ubc-net.com](mailto:info@ubc-net.com)  
宇部市北琴芝1-6-10 URL : <https://www.ubc-net.com>

### 令和7年分年末調整について

令和7年度税制改正により、所得税の「基礎控除」や「給与所得控除」に関する見直し、「特定親族特別控除」の創設が行われました。

そのため令和7年12月に行う年末調整や、令和7年12月以後の源泉徴収事務に変更が生じます（令和7年11月までの源泉徴収事務に変更は生じていません）。

今回は令和7年分の年末調整における注意事項を中心にご紹介します。



### 令和7年度税制改正の概要 <年末調整に関わる変更点>

#### ①基礎控除の見直し

次のとおり、合計所得金額に応じて、基礎控除額が改正されました。

合計所得金額132万円以下： 基礎控除額95万円（令和9年分以後も95万円：改正前48万円）

合計所得金額132万円超336万円以下： 基礎控除額88万円

合計所得金額336万円超489万円以下： 基礎控除額68万円

合計所得金額489万円超655万円以下： 基礎控除額63万円

合計所得金額655万円超2,350万円以下： 基礎控除額58万円

◎合計所得金額2,350万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

※令和9年分以後は58万円に変更となります  
(改正前48万円)

#### ②給与所得控除の見直し

給与所得控除について、55万円の最低保障額が65万円に引き上げられました。

給与所得控除の改正に伴い、令和7年分以後の「年末調整のための給与所得控除後の給与等の金額の表」及び令和8年分以後の「源泉徴収税額表」が改正されました。

#### ③特定親族特別控除の創設

所得者が特定親族を有する場合には、その所得者の総所得金額等から、その特定親族1人につき、その特定親族の合計所得金額に応じて最大63万円を控除する特定親族特別控除が創設されました。

※「特定親族」とは、所得者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払いを受ける人及び白色事業専従者を除きます）で合計所得金額が58万円超123万円以下の人のことをいいます。なお、親族には児童福祉法の規定により養育を委託されたいわゆる里子を含みます。

#### ④扶養親族等の所得要件の改正

基礎控除の改正に伴い、次のとおり、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件が改正されました。

<扶養親族・同一生計配偶者・ひとり親の生計を一にする子> →所得要件：58万円以下

<配偶者特別控除の対象となる配偶者> →所得要件：58万円超133万円以下

<勤労学生> →所得要件：85万円以下

また、給与所得控除の改正に伴い、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が65万円に引き上げられました。

